

浜田市共同募金委員会助成募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、島根県共同募金会浜田市共同募金委員会(以下「本会」という。)助成実施要綱第2条2項(1)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 浜田市内の地域福祉・社会福祉にかかわるさまざまな主体が住みよい地域づくりのために取り組む活動に対し助成を行うことにより、「自分らしくいきいきと暮らせる支えあいのまちづくり」を推進することを目的とする。

(募集の期間)

第3条 募集の期間は、毎年3月1日から4月30日までとする。

(申請活動の実施時期)

第4条 活動の期間は、翌年度の4月1日から3月31日までとする。

(対象団体)

第5条 助成の対象は、以下に掲げる団体・グループ等とする。

- (1) 地域福祉推進に取り組む、または始めようとする社会福祉法人、NPO法人等
- (2) 福祉意識の啓発・向上等、社会福祉の増進を主たる目的として活動する、児童・青少年、母子寡婦、障がい者、難病等の関係者で構成された福祉団体
- (3) 自立・社会参加・機能回復等を目的として活動する、身体・知的・精神障がい等の障がいや難病のある当事者やその家族、ボランティア等で構成された団体
- (4) 地域福祉活動を進め、または始めようとする地域の団体・ボランティア活動グループ等

(対象活動)

第6条 助成の対象となる活動は、浜田市内の地域福祉・社会福祉にかかわる様々な主体が多種多様化する課題を解決し、住みよい地域社会づくりに寄与するために取り組む地域福祉活動であり、以下の条件を満たす活動をする。

- (1) 複数年度の計画性を有すること
- (2) 地域の課題解決のための事業、地域福祉推進のための事業であること

(対象経費)

第7条 助成金の対象となる経費は、関係者が配分対象活動の実施に必要な経費とし、以下に掲げるものとする。

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| (1) 講師謝金 | (2) 旅費交通費 | (3) 会議費 |
| (4) 物品・材料等購入費 | (5) 食材料等購入費 | (6) 借上げ料 |
| (7) 使用料 | (8) 消耗品費 | (9) 送料・通信費 |
| (10) 広報費 | (11) 損害保険料 | (12) 印刷製本費 |

(助成限度額)

第8条 助成限度額は、募金の実績範囲内とする。

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとするものは、募集期限までに「助成申請書」(様式第1号)と必要な書類を添付し本会へ提出する。

(審査)

第10条 浜田市共同募金委員会会長(以下「本会会長」という。)は、前条の助成申請があったときは必要に応じ調査を行い審査委員会に諮ったうえ助成の可否について決定し、申請団体に「助成内定通知」(様式第2号)にて通知する。

(助成額の確定)

第11条 助成が決定した団体への助成額の決定は、島根県共同募金会から本会に地域配分額(B配分)の決定があった後、「助成決定通知書」(様式第3号)にて通知する。

(助成金の請求)

第12条 助成が決定した団体は、前項の通知を受け助成金を受けようとするときは、「助成金請求書」(様式第4号)を本会へ提出する。

(助成金の交付)

第13条 本会は、第11条による「助成金請求書」(様式第4号)を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

(活動内容の変更)

第14条 助成を受ける団体は、止むを得ざる事情により、以下のいずれかに該当する場合には、事前に「助成変更申請書」(様式第5号)を提出し、本会の承認を得るものとする。

- (1) 助成額を変更するとき
- (2) 活動内容の変更(軽微な変更を除く)をするとき。
- (3) 活動を中止、又は廃止するとき。

(完了報告)

第15条 助成を受けた団体は、事業完了後直ちに「助成実績報告書」(様式第7

号)に支出を証明する書類を添付して、本会へ提出する。
但し、年度末に完了する事業については、4月末日までとする。

(助成金の返還)

第16条 本会会長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の一部を返還請求することができる。

但し、特別の事情があると認められたときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動及び経費以外に使用したとき。
- (3) 助成対象活動が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は実施期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断されるとき。
- (5) 助成対象活動の終了時において、活動実績が交付金額を下回ったとき。
- (6) 実績報告書を提出しなかったとき。

(公表)

第17条 助成が決定した団体は、助成決定を受けた時点で、次の各号に該当する事項について「関係機関ホームページ、広報紙」(以下「広報等」という)により一般に公開する。

- (1) 助成を受けた活動名及び活動内容
 - (2) 助成を受けた団体名及び所在地
 - (3) 助成決定額
 - (4) その他、本会長が必要と認める事項
- 2 助成を受けた活動は、本要項に定める報告書が提出され、確認が終了した時点で前項の各号に加え、次の各号に該当する事項について広報等により一般に公開されることがある。
- (1) 実施した活動の概要等
 - (2) 実施した活動を記録した画像
 - (3) その他、本会会長が必要と認める事項

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要項は、令和3年3月1日より施行する。